



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp <http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成23年11月号

高専で授業をしました

2011.10.24

10月21日 8:45~9:35、米子工業高等専門学校 5年生百数十人に対し、「社会保険制度」の授業をしました。

50分授業。その時間内で担任の先生が出席確認をされるし、私も最後2分間位「ひとこと感想」を書いてもらったので、正味42分~43分の授業時間。

この短い時間に、雇用保険・健康保険・厚生年金・労災保険等の説明をしたので、かなりの詰め込み教育。学生さんには申し訳ないことをしました。

それでも、精一杯授業しました。

学生さんの感想を一部、裏面に載せています。



さて、中国などから日本に来ている技能実習生(昨年だけで新たに26,000人入国)の中には、劣悪な条件で労働させられている人が多くいます。

その大きな原因の一つは、彼らが日本の労働法・社会保険各法を知らないこと。

そこで、入国管理法が改正(2010年7月施行)され、日本の外国人受入団体に、外部講師による労働法を中心とした法的保護講習を8時間、技能実習生に受けさせることが義務付けられました。

私は月に1回程度中国の技能実習生に授業をしています。1グループ丸1日8時間1回限りの集中授業。とても楽しい。中国でもある程度の事前学習をしていることもあって、1日の終わりにはかなりの理解を示してくれます。

肝心の日本人は、社会に出るまでに、労働法・社会保険各法を学習する機会はありません。ここに大きな問題があります。

すべての人が、学校教育の中で、自分の権利、とりわけ働く上での権利を学習する機会を得るべきです。「うちの社長は労働時間のことを分かっていない」と言う人がいましたが、社長さんも含めて、労働法を学習する機会なく、社会に出てきているのが現状です。労働相談・労使紛争100万件時代にこれでいいのでしょうか。

今日の高専での授業は、鳥取県ではまだほとんど行われていない分野です。かつ、How to ではない、労働者の権利義務の基本迫り得る授業への一歩だと思います。

2011年10月21日は、とても意義深い日になりました。

玉井先生、青木先生、学生課の課長さん、課長補佐さんお世話になりました。

なにより 受講してくれた学生さんに感謝です。

高専での講義についての感想アンケート集計結果(H23.10.21実施)

知ることができてよかった、為になった、勉強になった	65	人
楽しかった、おもしろかった、勉強になった	17	
保険の大切さ・必要性がよく分かった	35	
その他	11	
合計	128	

寄せられた感想の中には、以下のようなものもありました。

- ・来年から働くことになるが、保険や労働法について全く知識が無かったので学ぼうと思う良い機会になりました。50分では良く分からなくて少し残念でした。
- ・来年には働きに出る自分にとって、事前に「社会保険制度」について知識をつけることが出来たのは、とても良かったと思います。今回の講義内容をこれからの生活の参考とし、安心できる将来にしたいと思います。
- ・保険とか年金とか難しいイメージがあって、お話をきいてもわからんんじゃないかと思っていましたが、服部さんのお話はわかりやすく、一歩が踏み出せた気がします。ありがとうございました。
- ・保険について詳しく学ぶことができました。服部講師の話を聞き、保険が必要であると、改めて思いました。また、年金についてあまり知らなかったのも、今後役に立つ、いい講演会だったと思いました。
- ・役に立つ内容だった。初めて知ることが多かった。例とかあってわかりやすかった。もっと詳しく聞きたかった。
- ・今日の講義で、公的保険とはなにかを知ることが出来て良かったです。来年からは社会人として生活するので、今後活かしていきたいです。
- ・保険についての話を詳しく聴く機会が今までになかったのも、とても良かったです。自分を守るためにも大切な事なので、興味を持って自分でも調べたいと思いました。



